

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（素案）」について

委員：三鷹市長 清原 慶子

I. 「子ども」の視点の重要性

- 1. 基本認識、の（1）新制度体系が目指すものにおいて、「すべての子どもの健やかな育ちの支援という考えを基本におくことが重要」とあることは、まさに有意義。この基本的視点を反映する取組みをその他の項目についても反映することが必要。
- 「次世代育成支援」という概念から、「次世代を育成する世代の支援」すなわち「親支援」が強調されるが、「次世代を担う子ども」の視点を忘れず、いわゆる「子ども支援」「子育て支援」の両面の意義を明記する必要性
- 新制度の中核的なものに「保育サービス提供の仕組みの検討」があるが、この場合も、親のニーズに適合的であるサービスを検討するだけでなく、子どもの視点からの「保育の質」の確保が重視されなければならない。
- 子どもにとって、幼保一元化、子ども園といった融合のみならず、小一プロブレムを発生させない「幼・保・小連携の」取組みなど、「連続性」とも関連する従来の枠の違いを越えた子ども本位の取組みが必要
- 制度やサービスの評価を実施する場合に「子どもの視点からの評価のあり方、手法」について調査検討する必要性

II. 「新しい公（公共）」の位置づけ

- 1. （2）新制度体系に求められる要素のなかの、給付・サービスの「包括性・体系性」が指摘されている。これについては、各府省の縦割りを越え、従来制度の相違を越えた国民にわかりやすい形での再整理の必要性をさらに強調することが有用
- 特に財源確保と社会全体の重層的負担を示す中で、国、地方公共団体、事業主、個人がその主体として示されているが、「7. 多様な主体の参画」の視点から自治体の声を大いに反映し、NPO等の「新しい公」の視点を要素として加えてはどうか

III. サービスの「量」的拡大と「質」の確保とのバランスをはかる適切な調査及び評価システムの必要性

- 2. サービスの量的拡大（1）「質」が確保された「量」の拡充、において、「仕事と子育ての両立を支えるサービス基盤と女性の就業希望の実現が関連して大きな潜在需要を抱えている」との指摘を裏付ける調査の実施が期待される
- 従来はいわゆる保育園による施設保育が重視されてきたが、家庭的保育・在宅保

育支援についての必要性も、一時保育（病気等でなく、就職活動の必要性からの比較的長期のものを含む）のニーズをはじめ多様化が顕在化している。

- 「必要な『質』の確保と『量』の拡充のバランスを常に勘案することが求められる」とされる点は、「多様な主体の参入の透明性・客観性と『質』の担保を確保するための、評価手法の確立」と密接に関連する。さらに、3頁から4頁にかけて、保育サービスのみならず他のサービスについても「サービスの質の確保」が重要であるとされ、そのために、「利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等に配慮しつつ、保育環境等のあり方について、「科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要」とある。この記述はきわめて重要であり、新制度は評価・検証を伴うことで初めて継続的な改善とその有用性が担保されると考える。
- たとえば、三鷹市における、公設民営を含めた公私立保育園の質的確保に向けての取組方策は、市が策定した保育のガイドラインを公私立保育園全園で徹底しているとともに、公設民営保育園については保育園保護者に対する満足度調査の実施、市と保護者や市民、学識経験者でにより各園ごとに設置している運営委員会による検証、定期的な立ち入り調査の実施、各月ごとに保育園運営状況を市に報告することの義務付け等を行っている。

IV. 財源・費用負担における「地方財政への配慮」の不可欠性

- 新制度の多くのサービスの実施主体は市町村であると想定される。住民に最も近い政府である市町村が具体的なサービスを担ったりコーディネートしたりすることは望ましい。しかしながら、制度の実施が市町村に任されても、裏付けとなる財源が不安定では事業が展開できないだけでなく、地域格差も生じるおそれがある。地方分権と自治の観点から、たとえば包括的補助金等、自治体が地域特性や状況に応じた最適なサービスの展開を図れるような柔軟な財源保障や委譲は新制度の実効性を高めるうえできわめて有意義である。

V. 保育のサービスの仕組みの検討、について

- 新制度の中核的なものに「保育サービス提供の仕組みの検討」があるが、この場合も、親のニーズに適合的であるサービスを検討するだけでなく、子どもの視点からの保育の質の確保が重視されなければならない。（再掲）
- 「直接契約」の実現の必要性が各方面から指摘されているが、たとえば、一人親家庭の子ども、低所得者世帯の子ども、障がい児、虐待等を受けている要保護児童等に対する、公的保障の責務は依然として行政にある。その上で、より柔軟な保育サービスを必要に応じて利用できるための仕組みには、保護者の声を反映し、自治体の声を反映し、声なき子どもの声を反映する過程を確保しつつ、新たな標準となる指針を策定することが必要

- 保育サービスの提供は、子どもの育ちを地域で支え、子どもの利益を保障することが最優先とされるべきであることから、保護者の満足度や利益のみで行政が誘導されることなく、子どもたちの満足度をどのように計測し検証し得るかということ念頭に置き、基準の見直し（標準化）につながることを望ましい。たとえば三鷹市では、三鷹市保育の実施に関する条例及び条例施行規則にもとづき、「保育に欠ける」要件を規定している。その概念において、各市町村による差異はそれほど大きくないと思われるが、居宅内労働や同居親族の介護状態の捉え方、休職や就学状態への判断といった細部の判断はおそらくまちまちであろうと思われる。また、三鷹市は人口 178,000 人、就学前人口 8,500 人で、認可保育園 27 園における定員は 2,080 人であるが、低年齢児中心に保育需要が高まっており 0-2 歳児の受入れ枠の不足に対して、3-5 歳児は欠員が見られる傾向にある。そこで、年齢ごとに定められている専有面積や保育士の配置に関する基準の見直しにより、年度ごとに各年齢の運用定員を柔軟に設けることで、待機児童解消への効果が期待できる。ただし、保育所最低基準を見直すか、標準として設けるかは、基礎自治体の裁量範囲に大きく影響するものであり、質の後退を招かないような配慮が求められる。

VI. 新制度検討過程（プロセス）の重要性

- 少子化対策は現時点での子育て世代に対する政策、サービスであるだけでなく、未来に持続可能な国家づくりにとって不可欠な社会全体の課題である。そこで、新制度確立に向けては、まさに、国民的議論と合意に向けて開かれた検討過程の実現が不可欠である。
- 地方分権改革推進委員会、経済財政諮問会議、社会保障国民会議の議論を尊重しつつ、特別部会での検討過程の P R を強化していただきたい。